

山武市制施行20周年記念ロゴマーク

使用マニュアル



担当：山武市 総合政策部 秘書広報課

◆はじめに

山武市は令和8年3月27日に市制施行（市になって）20周年を迎えます。

そして、市では、令和8年4月から令和9年3月までの期間を記念事業実施期間として定め、この記念事業のシンボルとなるロゴマークを決定しました。

このロゴマークを広く活用していただき、20周年という重要な節目を、市民の皆様をはじめ、多くの方々と共に盛大にお祝いしたいと考えています。

◆使用上の注意

この使用マニュアルは、山武市制施行20周年記念ロゴマーク（以下、ロゴマークという。）を使用するにあたり、イメージを損なうことなく、適切に活用いただくために必要な基本ルールをまとめたものです。

また、使用にあたっては、この使用マニュアルの他に「山武市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用取扱要綱」の規定を遵守してください。

◆デザインのコンセプト



山武市民の誰もが知っている観光スポットなどをモチーフとして使用し、市民の方に愛着を持っていただくとともに市外の方へのPRにもなるデザインです。

◆ロゴマークの基本データ

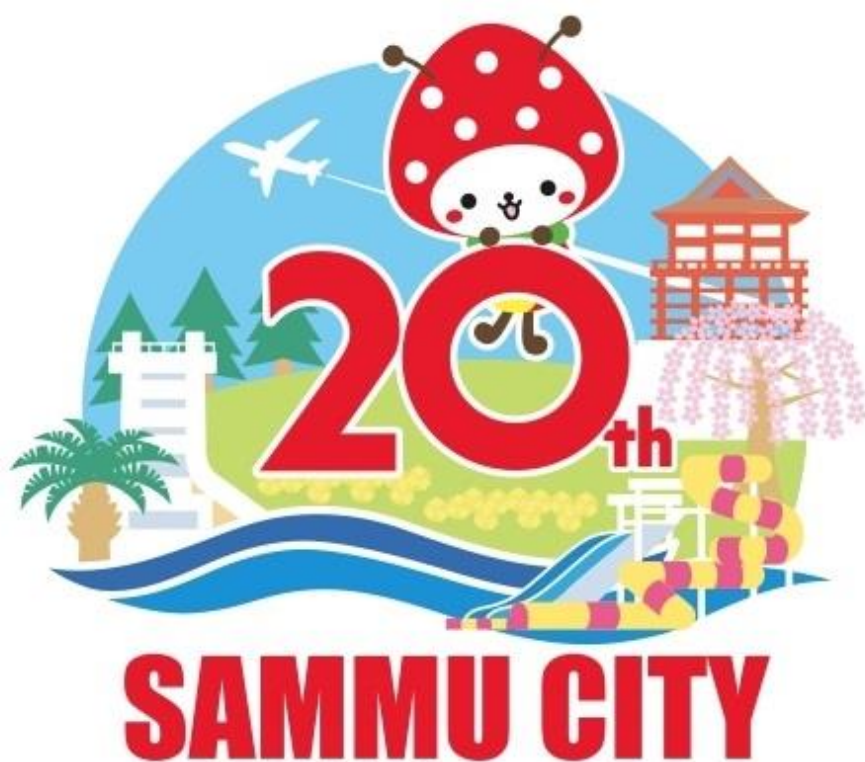
※実際のロゴマークは、山武市から配布されるデータを使用して
ください。

このマニュアルからの転用はしないでください。

ロゴマークは【図1】のとおり、枠線のない形ですが、データでは【図2】
のような白いふちどりを含んでいます。

使用の際は、必ずこの白いふちどりがあることを前提に使用してください。

【図1】

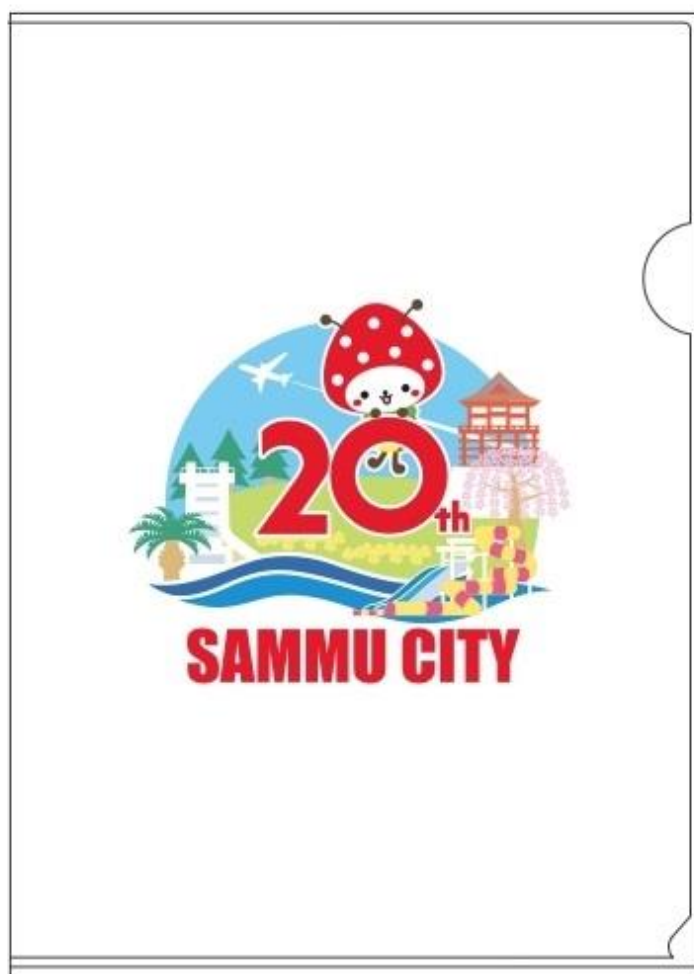


【図2】



このラインまで白の指定があります。
(ラインは説明用のもので本データにはありません)

【使用例1】



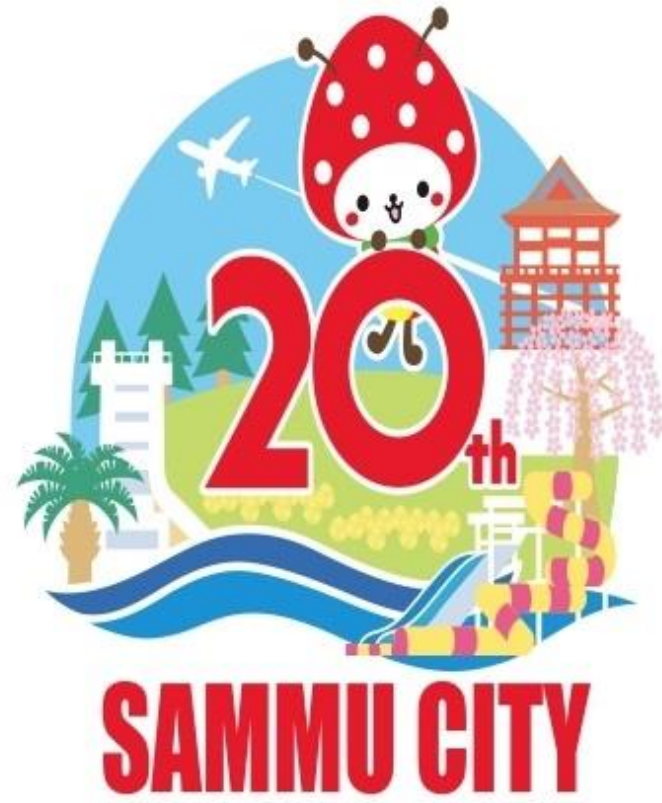
【使用例2】



◆禁止事項



縦横の比率を変えての縮小・拡大はしないでください。



ロゴマーク上に別の文字やイラストを加えないでください。



全体もしくは部分的であっても色の変更はしないでください。



◆規定外の表現について

ロゴマークはカラーでの使用を想定しておりますが、白黒で使用したい場合等、本マニュアルの規定に沿うことができない場合はお問い合わせください。

◆お問い合わせ

山武市 総合政策部 秘書広報課

E-mail:hishokoho@city.sammu.lg.jp

TEL:0475-80-1291

FAX:0475-82-2107